

上ノ国町新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

資料1-1

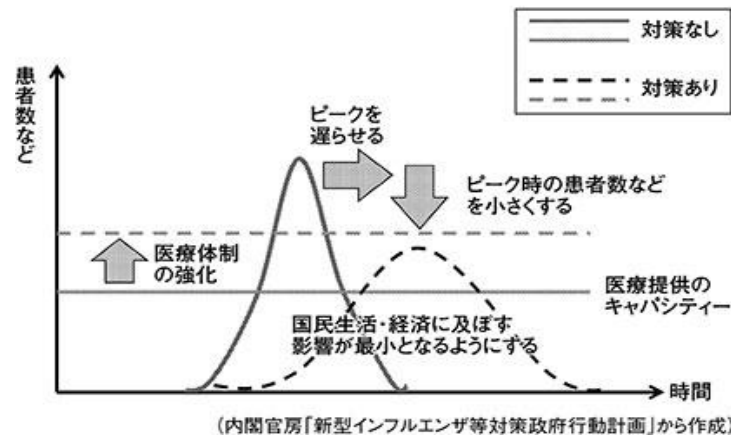
新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)は、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されています。国は、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等と相まって、国全体として万全の体制を整備し、対策の強化を図ることとしており、平成25年6月に政府行動計画が策定され、同年10月に北海道行動計画が策定されました。上ノ国町においても、これらの計画等との整合性を図りながら、上ノ国町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。

【新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的考え方】

《対策の目的》

- ◎感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する
- ◎町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする

《対策の効果 概念図》



《対策の基本的考え方》

本行動計画は病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

なお、実際に発生した際には、様々な状況を踏まえ、人権への配慮、経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等に記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定します。

【町行動計画の構成】

第1 計画の基本事項

- 1 計画作成の趣旨
- 2 内容・位置づけ
- 3 対象とする感染症
- 4 計画の見直し

第2 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

- 1 目的及び基本的な戦略
- 2 対策の基本的な考え方
- 3 対策実施上の留意点
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定
- 5 対策推進のための役割分担
- 6 町行動計画の主要6項目
 - (1)実施体制
 - (2)情報収集
 - (3)情報提供・共有
 - (4)予防・まん延防止、予防接種
 - (5)医療
 - (6)町民生活・地域経済の安定
- 7 各段階における対策
 - (1)未発生期
 - (2)海外発生期
 - (3)国内発生早期
 - (4)国内感染期
 - (5)小康期

【上ノ国町の新型インフルエンザ等発生時の被害想定】

- 感染者数 1,350人(人口の25%)
- 医療機関受診者数 550~1,050人
- 死亡者数 5~27人
- 入院患者数 22~86人

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の効果、現在の医療体制等を一切考慮していません。

《発生段階ごとの対策の概要》

発生段階		未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の目的		・発生に備えて体制の整備を行う。	・国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の早期発見 ・道内及び町内発生に備えて体制の整備を行う	・感染拡大を出来る限り抑える ・患者に適切な医療の提供 ・感染拡大に備えた体制整備	・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑える ・町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える	・町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える
主要6項目	各項目の主な対策			町 対 策 本 部 の 設 置		
実施体制	・関係機関・庁内関係部局等の連携を確保し、一体となった取組の推進 ・特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときは、速やかに町対策本部を設置	・行動計画の策定 ・体制整備及び連携強化	・道の対策及び町行動計画に基づき対策を実施	町 対 策 本 部 の 設 置		・町対策本部の廃止 ・必要に応じ、町行動計画の見直し
情報収集	・サーベイランスについての協力 ・新型インフルエンザ等に関する情報を医療体制の確保に役立てる	・情報収集の体制整備	・積極的な情報収集 ・道からの要請に応じ適宜協力			・第二波に備えた情報収集
情報提供・共有	・医療、事業者、町民の各々が役割を認識し適切な行動をとるための情報共有 ・迅速かつわかりやすい情報提供 ・相談窓口等の体制整備	・情報提供体制の整備 ・相談窓口等の設置準備	・継続的な情報提供と情報共有	相 談 窓 口 の 設 置		・第二波に備えた情報提供 ・相談窓口の縮小
予防・まん延防止	・個人及び職場における感染対策の普及啓蒙	・個人及び職場における感染対策の普及	・感染拡大防止対策の実践 ・感染予防対策の徹底 ★ 道の行う外出自粛、施設の使用制限等への協力			
予防接種	・特定接種の実施 ・住民接種の実施	・特定接種、住民接種の体制の構築	・特定接種の実施	住 民 接 種 の 実 施		・第二波に備えた住民接種の実施
医療	・医療提供体制の維持・確保 ・医療資器材の備蓄・整備 ・医療機関等への迅速な情報提供 ・在宅療養の支援体制の整備	・道の対策への協力	・医療機関等への情報提供	在 宅 療 養 患 者 へ の 支 援		・通常の医療体制への支援
町民生活・地域経済の安定	・要援護者への生活支援 ・遺体の火葬・安置 ・生活関連物資等の安定供給	・要援護者への生活支援の準備 ・物資及び資材の備蓄等 ・火葬能力等の把握	・一時遺体安置施設等の確保の準備	★ 水の安定供給 ★ 生活関連物資の価格安定の要請	★ 要援護者への生活支援の実施 ★ 埋葬・火葬の特例	

★ 国の緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置